

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、____区が道路上、公園、または会館に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることとする。

2 設置目的

防犯カメラは、____区における犯罪防止や事故防止のために設置することとする。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

配置図のとおり、道路上、公園、または会館に____台の防犯カメラを設置する。

※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向・範囲を表示。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と表示板を掲示する。表示板には、設置者名（区名）を記載することとする。

※会館など施設から設置者が明らかな場合は、設置者の名称を表示省略可。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、____とする。※例：区長、副区長など

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱責任者を置くこととする。

(4) 取扱責任者は、____とする。※例：区長、副区長など

(または「取扱責任者は、管理責任者が指定した者とする。」)

※管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、____室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理することとする。

(2) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、取扱責任者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

※カメラ本体にSDカードが付いている場合など、(1)と(2)は不要。

(3) 保存期間

保存期間は、____日間とする。

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録することとする。

6 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。また、

次の場合を除き、第三者に提供しないこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

(2) 画像の閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

(3) 画像データの取得方法等

取得方法：〇〇（タブレットを使用）

※ログイン時使用するユーザーID及びパスワードは、管理責任者が保管する。

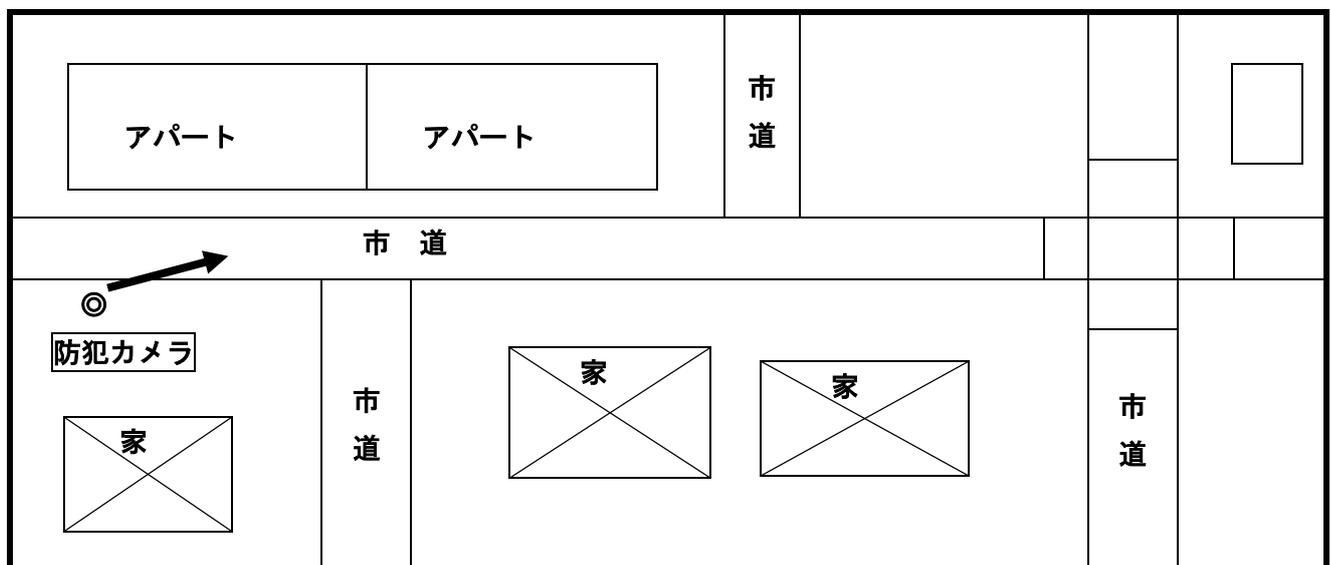
(4) 設置業者

〇〇（業者名） 連絡先：

7 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

・配置図の例



・「防犯カメラ作動中」看板の例

